

(別紙)

○ 課徴金額の計算方法について

証券取引法第175条第1項に基づき、課徴金額は、

(重要事実が公表された翌日の終値) × (買付け株数)

－ (買付け価格) × (買付け株数)

となる。

従って、重要事実の公表翌日の平成18年2月24日の株式会社大塚家具の株価の終値は、4,600円であることから、課徴金額は下記の金額となる。

(4,600円 × 79,000株)

－ 買付け価額 332,955,000円 (注)

⇒ 課徴金額は1万円未満を切り捨てるため、3044万円

(注) 買付け価額は、

3,980円 × 1,000株	3,990円 × 1,000株
4,000円 × 1,000株	4,010円 × 900株
4,020円 × 1,000株	4,030円 × 100株
4,050円 × 4,000株	4,100円 × 1,500株
4,120円 × 1,700株	4,130円 × 1,700株
4,140円 × 2,000株	4,150円 × 2,100株
4,160円 × 1,800株	4,170円 × 3,000株
4,180円 × 6,100株	4,190円 × 900株
4,200円 × 13,600株	4,210円 × 3,300株
4,220円 × 1,200株	4,230円 × 1,000株
4,240円 × 2,300株	4,250円 × 5,400株
4,260円 × 3,600株	4,280円 × 300株
4,290円 × 500株	4,300円 × 3,000株
4,310円 × 700株	4,330円 × 1,000株
4,340円 × 600株	4,350円 × 1,900株
4,370円 × 1,900株	4,380円 × 1,100株
4,390円 × 1,500株	4,400円 × 6,300株

の合計額  
となる。